

令和7年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名 令和7年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用業務

2 業務の背景・目的

関西広域連合では、「関西広域環境保全計画」（以下「計画」という。）に基づき、関西地域において生物多様性保全上重要な場所を「関西の活かしたい自然エリア」※（以下「自然エリア」という。）として選定・公表することにより構成自治体の境を越えて生物多様性に係る地域資源（地域の自然的・文化的資源をいう。）の保全・活用を図っている。

生物多様性に関しては、令和4年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、30by30目標を含む新たな世界目標「昆明モントリオール生物多様性枠組」（以下「生物多様性枠組」という。）が採択された。国においては、生物多様性枠組の達成やネイチャーポジティブの実現に向けて、自然共生サイトを認定する仕組みの創設等を含む「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「国家戦略」という。）が令和5年3月に策定された。

これらを踏まえ、計画（第4期（令和5年度～令和7年度））においては、30by30目標を含む生物多様性枠組や国家戦略の目標達成に資する取組を推進するとともに、構成自治体や民間団体等の各主体を対象とした取組により、自然エリアの一層の活用と発信を通じて生物多様性の保全と持続可能な活用を図ることとしている。

令和7年度においては、自然エリアを対象としたスタディツアーの実施や、情報発信を通じた企業・地域をはじめとした各主体の取組推進につなげていくための事例の把握・整理を行うこととする。

※「関西の活かしたい自然エリア」：関西地域において生物多様性保全上重要な場所を、森・川・海のつながりを重視して行政界をまたいだ広域的な視点で選定したもの。現在、計28エリアを選定してる。

3 業務内容および実施区域等

別添「委託仕様書（案）」のとおり。

4 契約の期間

契約の日から令和8年3月19日（木）まで

5 参加するにあたり必要な条件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）関西広域連合の構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市および神戸市。以下「構成団体」という。）から入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であること。
- （3）構成団体の地方税、消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- （4）次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（公募型プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から関

- 西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
- オ 入札に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (5) 過去5年間に、国または地方公共団体の生物多様性に関する情報の収集・整理業務(公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。)を元請契約し、完成した実績を有すること。
- (6) (5)のほか、委託仕様書(案)に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。
- (7) 参加申込書を提出した者であること。

6 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
関西広域連合広域環境保全局 自然環境保全課
(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課内) 担当: 小西
TEL: 077-528-3483 E-mail: dg0002@pref.shiga.lg.jp

7 説明会

説明会は行わない。

8 資料の閲覧

昨年度の実施内容に関する資料は、上記6の担当部署において閲覧することができる。

9 申込手続等

(1) 参加申込書および誓約書

提出方法: 持参または郵送によること。

提出先: 6に同じ。

提出期限: 令和7年7月18日(金曜日) 17時00分必着

提出部数: 各1部

※持参する場合の受付時間は、土日祝を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること。

(2) 提案書

提出方法: 持参または郵送によること。

提出先: 6に同じ。

提出期限: 令和7年7月30日(水曜日) 17時00分必着

提出部数: 7部(正本1部、副本6部)

見積価格: 提案書内において見積価格を提示すること。

※見積書については、契約相手方が決定の後、提出すること。

※持参する場合の受付時間は、土日祝を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること。

(3) プロポーザル参加の辞退

参加申込書を提出後、プロポーザルの参加を辞退する意向のある場合には、参加辞退届を提出すること。なお、下記の提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、提案書の審査手続を終えている場合は、辞退することができない。

提出方法：持参または郵送によること。

提出先： 6に同じ。

提出期限：令和7年7月30日（水曜日） 17時00分必着

提出部数：1部

※持参する場合の受付時間は、土日祝を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、提出期限までに届いていること。

10 予定価格

4,053,984円（消費税および地方消費税を含む。）

※事業の実現性を担保するために当局が必要であると判断すれば、契約締結の際に、契約金額の100分の5の額を納入すること（契約履行後一定の期間内に、利息を付さずに返還する。）

11 公募型プロポーザルに係る質問

本プロポーザルに係る質問については、令和7年7月11日（金曜日）17時00分までに電子メール（任意様式、dg0002@pref.shiga.lg.jpあて）により提出すること。なお、企画提案の審査に関する質問は受け付けない。回答については、参加申込書提出者全員にメールにて回答する。参加申込書には必ずメールアドレスを記入すること。

12 選出方法

（1）関西広域連合広域環境保全局に設置する審査会において、別紙に示す審査基準により各審査員が提出された提案書の内容を採点することにより審査する。

（2）審査項目および配点

審査項目		点数
提案内容	スタディツアーの行程案、参加者の募集方法	25
	事例の収集のための個別調査の計画、事例集の構成・レイアウト	25
	年間の検討委員会等の運営支援に係る計画	10
	上記以外の追加的提案	10
実施体制		10
過去の実績の件数		10
見積金額		10
合 計		100

（3）審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する提案書等の提出者に、ヒアリングを実施する場合がある。この場合の日程・場所等については、別途通知するものとする。

（4）（1）により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

（5）（4）により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向け細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることが出来ることとし、選定者は、この求めに対して協議に応じなければならない。なお、協議が不調の場合は、（1）により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

（6）審査結果については、参加者全員に文書にて通知する。

13 契約書の締結

契約候補者から見積書を徴取し、予定額の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

14 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者は、提案書等を提出できない。
- (3) 参加申込書および提案書等の作成、提出およびヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書および提案書等は返却しない。
- (5) 本業務の受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配するものとし、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (8) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 受託者は、委託者より業務途中の報告を求められた場合は、すみやかに監督職員に報告を行うものとする。
- (10) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(別紙)

令和7年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用業務委託 審査基準

本基準は、「令和7年度関西の活かしたい自然エリア保全・活用業務公募型プロポーザル審査会設置要領」第6条に係るものである。

1 審査の流れ

(1) 要件審査

書類の不備、提案条件等未達成の場合は、失格とする。

(2) 審査

要件審査を通過した応募書類をもとに、審査員が提案内容について審査を行う。

2 審査項目および配点

審査項目		点数
提案内容	スタディツアーの行程案、参加者の募集方法	25
	事例の収集のための個別調査の計画、事例集の構成・レイアウト	25
	年間の検討委員会等の運営支援に係る計画	10
	上記以外の追加的提案	10
実施体制		10
過去の実績の件数		10
見積金額		10
合 計		100

3 審査項目の詳細

各提案書等の審査項目について、絶対評価により審査する。

(1) スタディツアーの行程案、参加者の募集方法

評価ポイント	・スタディツアーの行程案について、スタディツアーのねらい（例：訪問先選定に係る考え方など）、実施する自然エリア、訪問先の団体等の属性（例：保全活動団体、農林水産業団体、大企業、中小企業、教育機関など）、プログラムの内容（例：訪問先や地域団体との意見交換のテーマなど）などが具体的に想定して記載されているか。 ・スタディツアーの参加者の募集方法（例：SNS、HP、メールマガジンなど）について効果的な手法が提案されているか。
得点	十分認められる（25） ほぼ認められる（20） ふつう（15） やや不足している（10） 不足している（5）

(2) 事例の収集のための個別調査の計画、事例集の構成・レイアウト

評価ポイント	・企業・地域等の事例の収集のための個別調査の計画について、調査結果の活用の方向性等に係る基本的な考え方（例：構成自治体
--------	---

	における取組の普及や企業・地域との連携・協力に繋げる視点など)、調査の件数、調査の対象とする団体等の属性(例:保全活動団体、農林水産業団体、大企業、中小企業、教育機関など)、調査の手法(例:文献調査・ヒアリング調査・現地調査等)などが具体的に想定されているか。 ・事例集の構成・レイアウトについて、加える情報の項目、写真等の有無などが具体的に想定され、情報発信に当たり効果的なものとなっていると認められるか。
得点	十分認められる(25) ほぼ認められる(20) ふつう(15) やや不足している(10) 不足している(5)

(3) 年間の検討委員会等の運営支援に係る計画

評価ポイント	・年間の検討委員会等の運営支援に係る計画について、検討会等の開催回数および時期、各回の検討委員会等での議題などが具体的に想定され、検討委員会等の意見等を効果的に聴くことができる計画であると認められるか。
得点	十分認められる(10) ほぼ認められる(8) ふつう(6) やや不足している(4) 不足している(2)

(4) 追加的提案

評価ポイント	・30by30目標を含む生物多様性枠組や国家戦略の目標達成に資する取組の推進や、自然エリアの一層の活用と発信を図るに当たり、効果的な提案であると認められるか。
得点	十分認められる(10) ほぼ認められる(8) ふつう(6) やや不足している(4) 不足している(2) 提案なし(0)

(5) 実施体制

評価ポイント	・業務全体における実施体制について、円滑な運営が見込める体制であると認められるか。
得点	十分認められる(10) ほぼ認められる(8) ふつう(6) やや不足している(4) 不足している(2)

(6) 過去の実績等

評価ポイント	・提案者が本業務を遂行するために十分な能力を有する組織であることを確認できる実績があるか。
得点	十分ある(10) (過去5年間に、<u>5以上の業務</u>について、実績を有する) ある(8) (過去5年間に、<u>4以上の業務</u>について、実績を有する)

	ふつう（６） （過去５年間に、<u>３以上の業務</u>について、実績を有する） やや少ない（４） （過去５年間に、<u>２以上の業務</u>について、実績を有する） 少ない（２） （過去５年間に、<u>１以上の業務</u>について、実績を有する） ない（０） （類似業務の実績はない）
--	---

（７）見積金額

評価 ポイント	・各項目の事業経費について、経費節減を意識した内容・金額となっているか。
得点	予定価格の８０％未満（１０） 予定価格の８０％以上８５％未満（８） 予定価格の８５％以上９０％未満（６） 予定価格の９０％以上９５％未満（４） 予定価格の９５％以上同額以下（２）